

地方銀行の無担保融資の可能性¹

資金余剰による分析

横浜市立大学 藤野次雄研究会 金融パート²

中村 準

三宅 孝征

篠ヶ瀬 史子

林 美都奈

鷺尾 理恵

2004年12月

¹ 本稿は、2004年12月11日、12日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2004」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、藤野次雄教授（横浜市立大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

² 横浜市立大学所属

中村 準（a021112a@yokohama-cu.ac.jp）

三宅 孝征（a021159f@yokohama-cu.ac.jp）

篠ヶ瀬 史子（a021064b@yokohama-cu.ac.jp）

林 美都奈（a021129d@yokohama-cu.ac.jp）

鷺尾 理恵（a021176b@yokohama-cu.ac.jp）

要旨

近年、大企業の回復に対して、中小企業の回復の遅れが懸念される。元来、中小企業は、事業所数、雇用に占める地位を示す従業者数、経済活動に占める地位を示す付加価値額のそれぞれの面において、中長期にわたり安定的な地位を占めてきた。つまり、激変する経済情勢の中で、時代とともに変化する人々の需要に即座に応えきたのだ。そこで、中小企業の再生が急務ではないかと考えた。

再生の担い手として、地域との密着性と預貸率、財務の柔軟性を考慮した結果、地方銀行および第2地方銀行を想定した。

次に、中小企業の借入状況を見ると、規模が小さい企業ほど借入に依存している。また、そういった小さな企業の倒産が倒産企業に占める割合も高い。小さな企業が資金を調達できないのはなぜか、逆に、資金調達を可能にするにはどうすればよいかと考えたとき、現在の、銀行の担保主義が限界を迎えているのではないかと考えた。そこで、新たな融資の形を模索した結果、ミドルリスク・ミドルリターンの無担保融資を考えた。大手都市銀行では、ここ数年で無担保融資の商品が出てきているが、地方銀行ではまだ少ないのが現状だ。

では、果たして地方銀行、第2地方銀行には無担保融資を行うだけの力があるのか。実証分析を行った結果、地方銀行は無担保でも融資を行える余力があるが、第2地方銀行には資本の喪失というリスクが生じる可能性があることが推測できた。以上のことを踏まえ、政策提言を行う。

まず、無担保融資によって高まる信用リスクを解消するため、クレジットスコアリングおよびモニタリングの強化である。短期的な運転資金への融資を行うならクレジット・スコアリング、長期的な設備資金への融資ならモニタリングというように柔軟性を持たせることができるだろう。次に、信用保証協会に関して、銀行と企業の双方のモラルハザードを防ぐために、審査内容によってはある程度高い金利を企業から取るべきであると考えた。また、信用保証協会は、弁済額が一定の割合を越えた時点で銀行からの負担を求める。こうすることにより、銀行—企業間の関係を引き締めることができるだろう。

目次

はじめに

第 1 章 中小企業の持つ可能性

- 第 1 節 中小企業の役割
- 第 2 節 中小企業と地方銀行

第 2 章 中小企業の借入状況

- 第 1 節 中小企業の借入の現状
- 第 2 節 倒産企業の現状
- 第 3 節 不動産価値の下落と担保の状況

第 3 章 担保主義からの脱却

- 第 1 節 資産価格デフレ
- 第 2 節 金融機関から見た担保
- 第 3 節 企業から見た担保
- 第 4 節 担保主義の限界

第 4 章 無担保融資の各行の取組み

- 第 1 節 大手銀行の無担保融資
- 第 2 節 地方銀行の無担保融資の取組

第 5 章 現状分析による地方銀行の貸出余力について

- 第 1 節 貸出を阻害してきた自己資本比率問題
- 第 2 節 地方銀行の資産状況について

第 6 章 実証分析

- 第 1 節 実証分析の枠組み
- 第 2 節 地方銀行の分析
- 第 3 節 第二地方銀行の分析
- 第 4 節 地域別の分析
- 第 5 節 無担保での貸出余力の可能性
- 第 6 節 考察

第 7 章 政策提言

参考文献・データ出典

はじめに

我が国の経済の状況を実質 GDP の最終需要項目別の寄与度でみると、2000 年の第 4 四半期を景気の山として、景気後退の局面に入り、4 期連続のマイナス成長を続けた後、2002 年の第 1 四半期からプラス成長に転じた。また、民間需要は 2002 の後半に一時期落ち込んだものの、その後はプラスの伸びを示している。

では中小企業に注目した場合、中小企業の業況はどう変化しているのだろうか。日本銀行「企業短期経済観測」及び中所企業庁・中小企業総合事業団「中小企業景況調査」をみると、大企業の業況判断 DI は、2003 年はじめから順調に回復を見せはじめた。その後、2003 年末には全産業の業況判断 DI がプラスに転じた。それに対して、中小企業の業況判断 DI は、2001 年に下落をしたものの、2002 年第 1 四半期を底として、2002 年第 2 四半期に一旦上昇した。その後、2003 年の第 1 四半期にかけて横ばいの動きを見せ、2003 年第 2 四半期になって緩やかながら持ち直しの動きを見せはじめた。しかしながら、全産業の業況判断 DI は依然としてマイナスの水準にあり、プラスの水準に達している大企業に比べて、回復の遅れが見られる。

また、中小企業数は全企業数の 99% を占めている。これまでは大企業が経済の牽引役であったが、大企業の経済が回復してきた今日、多くの割合を占める中小企業の経済の回復が急務なのではないだろうか。そして、大企業とともに中小企業が経済を牽引することが望まれているだろう。さらに、中小企業が多く存在するのは地方である。中小企業の再生が可能になれば、最終的に地域経済の活性化にもつながるのではないかと考えている。政策を行う機関として、地域経済との関係の深い地方銀行、第 2 地方銀行を想定した。

以上の問題意識をもとに、われわれは本論文において、中小企業の再生を可能にするために、地方銀行と第 2 地方銀行はいかなる政策をとるべきなのかということに対して、第 1 章と第 2 章で中小企業側から見た現状を述べる。3 章では担保主義の問題点を示し、4、5 章で銀行側の現状を述べる。6 章で銀行の資金余剰について実証分析をし、7 章で政策提言を行う。

第1章 中小企業の持つ可能性

第1節 中小企業の役割

時代に適応する中小企業

日本経済は一見すると、大規模メーカー、大規模商社、金融機関等の巨大な組織の競争の場であるかのように見える。しかしながら実際は、多様な中小企業がさまざまな場で独自の役割を担い、大企業との中小企業それぞれの活動の相互作用が日本経済を支えている。それにもかかわらず中小企業というと、大企業に比べ脆弱なもので長期的には衰退するものだという考えは現在でもなお強い。だが長期的な傾向を見ると、激変する産業構造の中で中小企業は必ずしも衰退をしておらず、むしろその地位は安定的なものだ。では従業者シェアと付加価値額シェアを「中小企業白書 2003」でみてみよう。まず、中小事業所の従業者シェアは長期的にどのように推移しているのかを見ていくと、事業所数と同様、中小事業所における従業者の増加の方が、300人以上の大事業所における従業者の増加よりも総じて大きいものとなっており、全従業者に占める中小規模層の従業者割合は徐々にではあるが上昇している。(図 1-1) 次に、「工業統計表(企業統計編)」¹により製造業における中小企業の付加価値額シェアの推移を見ると40年間という長期間、一貫して、35%前後で推移するなど、極めて安定的な地位を示している(図 1-2)。²

次に、付加価値額については法人企業であれば、財務省「法人企業統計年報」によっても、その推移を見ることができる。そこでこれを用いて、中小法人企業の付加価値額シェアの推移を全産業ベースで見ると(図 1-3)、中小製造業同様、法人全体の産み出す付加価値に占める中小法人企業の割合は、55~60%付近で安定的に推移してきた。つまり、中小企業は、事業所数、雇用に占める地位を示す従業者数、経済活動に占める地位を示す付加価値額のそれぞれの面において、中長期にわたり安定的な地位を占めてきたのだ。

我が国は1960年から1990年の間に、実質出荷額が約20倍になるなど、製造業は我が国経済に比べても急速に拡大してきた。また、高度経済成長やその後の2度の石油危機、円高等の急激な変化を経験していることを考えると、いかに中小企業が日本経済に寄与しているかがわかるだろう。

以上より、総じて、時代とともに変化する人々の需要に即座に応えることができるということが中小企業の強みであるといえよう。

¹ 「工業統計表(企業統計編)」では、1962年~1996年までは従業者20人以上の事業所(1997年以降は従業者4人以上の事業所)について企業ごとにまとめている。

² 「工業統計表(産業編)」を用い、全製造事業所に対する中小製造事業所の付加価値額シェアを見ても同様の事実が発見できる。

第2節 中小企業と地方銀行

第1項 地域金融機関の定義

まず始めに、地域金融機関の定義や、法律上の地域に関する部分をみてみよう。

宮村(2000)では5つの定義¹を挙げ、結論として、「地域金融機関とは、「取引先の業種や大きさを基準に営業基盤を形成しているものではなく、地域の個人や企業全体を基本的な取引基盤とする金融機関である」といえよう。このような観点から分類すると、地域金融機関であるといえる金融機関は、都市銀行の一部、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、地域信用組合、さらには個人対象で融資を行わないが郵便局とするのが適当であると思われる。これに対し、長期信用銀行、信託銀行、旧財閥系都市銀行は取引先に全国的な大企業が多いことや全国的な展開という点で地域性が薄いので、地域金融機関とはいえないであろう。また、労働金庫、業域信用組合、職域信用組合、外国系信用組合、農業協同組合は、地区が定められてはいるが、取引相手について、規模以外について何らかの制限があるので地域金融機関とはいえないであろう。」としている。本論分では以下、宮村(2000)の定義づけを採用し、中でも特に地方銀行を中心に考えていく。次の項において、なぜ地方銀行を中小企業再生の担い手と想定するのかについて触れる。

第2項 中小企業再生の役割を担う地方銀行

第1項でみたように、地域金融機関として、都市銀行の一部、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、地域信用組合、さらには個人対象で融資を行わないが郵便局が妥当であるとした。しかしながら、最近5年ほどの傾向として、都市銀行の地方中核都市の支店長が決裁できる範囲が、かなり縮小していることや、BIS規制と金融検査マニュアルが強化された結果、貸出の決裁権限が本店に移り、判断の時間もかかるということを考えた場合、都市銀行のような大きな金融機関が地方で持っていた金融機能は、やや低下していると言える。また、都市銀行の多くは、経営や業務の効率化、企業格付やCRMを進めており、この結果、顧客や地域の選別、例えば不採算地域からの撤退等が起きている。このことを数字で見えてみると、業態別の店舗数推移は、1990年から2001年にかけて、都市銀行ないし大手銀行がほぼ一貫して店舗数を減らしていることからわかるだろう。一方、地方銀行、信用金庫といった地域金融機関は、2001年度末においても90年度末を上回っている。地域別には、都市銀行は地方圏での減少が顕著で、地方銀行は3大都市圏で若干減らしている。逆に、地方圏で店舗を増やしているのは信用金庫である。また、店舗を置いている市町村の割合(カバー率)を見ると、都市銀行は10%に過ぎないが、地方銀行や信用金庫は60%以上をカバーしている。

また、各地域の預金・貸出シェアを見ると、都市銀行がシェアトップとなっている市町村数は全体の56%程度に過ぎないが、地方銀行は60%、信用金庫は20%となっている。これを市町村の規模別に分析すると、都市銀行がトップシェアを有しているのは、10万人以上の市町村が大半で、地方銀行は大体15万人、信用金庫は1万人以下の市町村で非常に大きなシェアを持っている。地域の性格でいえば、国際化の影響を受けている地場産業集積地や過疎市町村である。そのような地域に立地する企業が多

¹ (1)「地域(国内のある限られた圏域)の住民、地元企業及び地方公共団体等に対して金融サービスを提供する金融機関」(金融制度審議会答申「地域金融のあり方について」(1990年))

(2)「本協会の会員は、銀行法により免許を受けた銀行であって、主たる営業基盤が地方的なものである」(社団法人全国地方銀行協会定款第4条)

(3)「この協会の会員たる資格を有する者は、平成元年2月1日以降、金融機関の合併および転換に関する法律(昭和43年法律第86号)第6条第5項の規定に基づいて銀行法により免許を受けたとみなされた銀行であって、主たる営業基盤が地方的なものである」(社団法人第二地方銀行協会定款第5条)

(4)「信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他省令で定める事業を行うすべての小規模の事業者、組合の地区内に住所もしくは居所を有するもの又は組合の地区内において勤労に従事する者で定款で定めるものとする」(中小企業等協同組合法第8条)

(5)「職業や会を共通にする単一のグループ(single common-bond credit union)、または職業や会を共通にする3000人以内で構成されるグループの複数から構成されるもの(multiple common-bond credit union)、一定地域内(well-defined local community, neighborhood, or rural district)の人や組織」(アメリカ合衆国 Federal Credit Union Act)

くは中小企業であるため、地域金融機関の取引先の多くは中小企業となっているわけだが、近年の中小企業への貸出状況を見てみると、地方銀行・信用金庫が貸出を維持している。

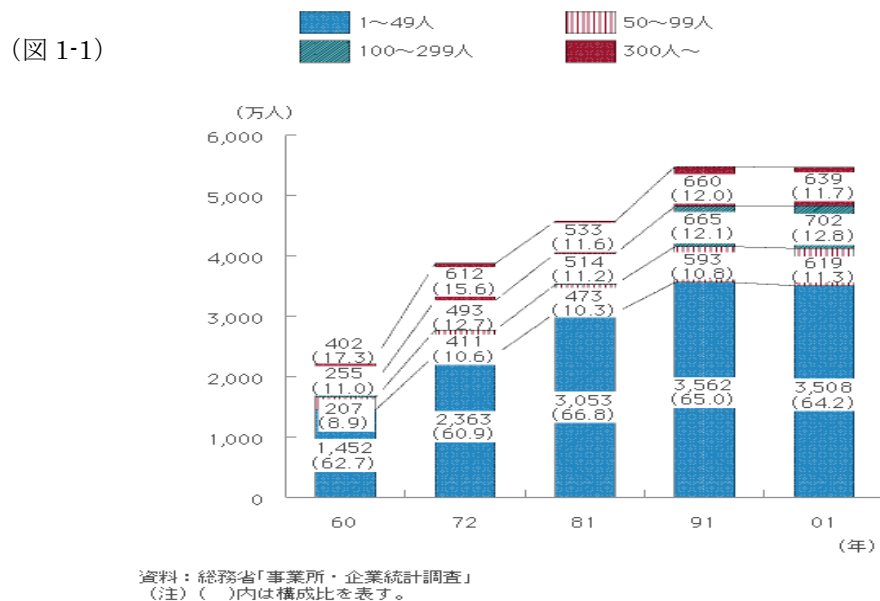
では、なぜ信用金庫や信用組合ではなく地方銀行、第2 地方銀行が中小企業再生のための責務を負うべきだとわれわれが考えるのかを示したい。

まず、一般的に信金、信組に比べて規模が大きいことが挙げられる。さらに収益性に注目した場合、信金や信組の収益性は地銀に比べて低い。これは、経費率の高さ、調達金利の高さ、預貸率の低さ、低い手数料収入などの複合的な要因によるものである。経費率が高めなのは、信金の規模が地銀などに比べ小さいことや、預金などの1件当たりの取引額が一般に小さいことが主因である。また、信金は、顧客にじかに接する機会を多く持つことが多いため、人件費の割合が高い。2000 年度の預金積金の平均残高に対する人件費率は、1.08%と、10 年前の1.25%に比べ相当の改善が見られるが、依然として地銀の0.72%に比べると高い。

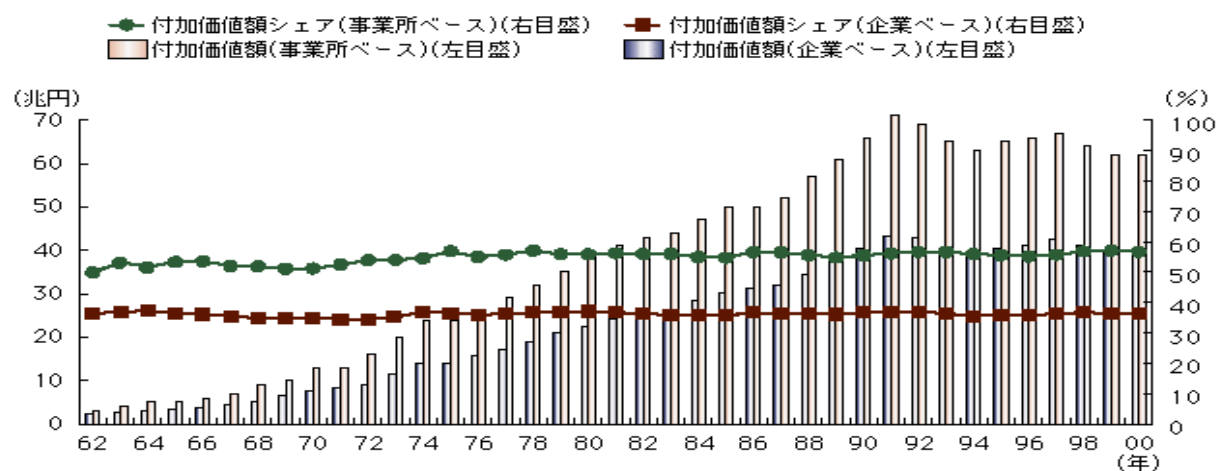
次に預貸率について見てみると、信金の預貸率は、近時特に低下傾向にあり、2001 年3 月末時点では、64%と、地銀平均76%を大きく下回っている。これは、他の金融機関が信金の主要営業先である中小企業に対する貸出業務を強化していることや、景気低迷により貸出先の新規開拓が難しくなっていることなどが背景にある。特に、信金は、貸出先について、法的な制約¹があるため、地銀よりさらに、貸出先の確保が難しくなっている。また、手数料収入の低さに示されているように、業務の多様性は低い。2001 年3 月期では、営業粗利益に対する手数料の比率は6.6%と、これも地銀(2000 年度の平均で8.5%)より低くなっている。一方、財務の柔軟性については、信金は、協同組織という性質のため、普通銀行に比べ、劣っていると考えられる。信金は、市場性のある株式を発行できないため、仮に多額の増資が必要となっても、潜在的な投資家層はその地域の法人と個人にほぼ限定される。また、信金は優先出資の発行はみとめられているが、これについても、現在の投資家層とは全く異なる投資家層から資金を集めるのは困難だろう。このため、不特定多数の投資家に株式を販売できる普通銀行に比べ、資本調達の柔軟性に欠けると考えられる。

さらに、時の流れとともに移り変わる人々を相手に、信金の顧客を直接訪問する営業手法は、相手の顔は見えなくても時間に制約のない銀行取引の方に魅力を感じる若年層からは、支持が得られなくなりつつある。昔からの営業方法では、昼間、家に滞在する時間が減ってきている若年層を取り込むことが困難だといえよう。

以上より、われわれは、中小企業再生の担い手として地方銀行、第2 地方銀行を想定した。また、郵便局は郵政民営化への移行段階であるため、本論文では取り上げない。



¹ 信用金庫法(1951 年)で、信金の貸出先は会員が原則とされている。会員外への貸出も一部認められているが、総額ならびに1 件当たりの貸出額に上限がある。なお、預金については、会員外からも制限なしに集めることができる。この点では、預金も会員が原則とされている信組とは異なる。

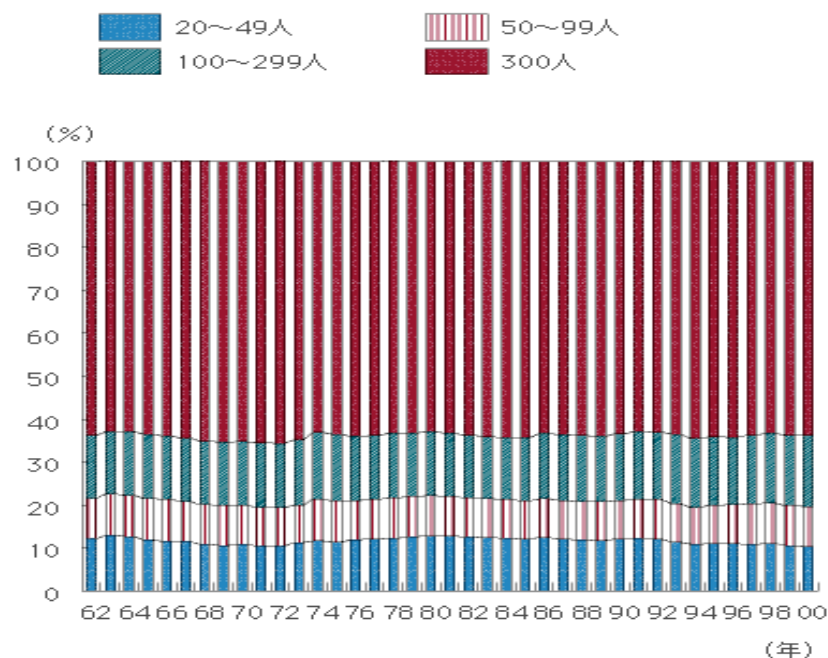


資料：経済産業省「工業統計表(産業編)(企業統計編)」

(注) 1. 事業所ベースでは、従業員規模4～299人事業所を中小企業とした。

2. 「工業統計表(企業統計編)」では1996年まで従業員数20人以上の事業所を名寄せして企業ベースの数値を算出してきた。
ここではこうして算出された企業のうち従業員規模299人以下のものを中小企業とした。

(図 1-2)



資料：経済産業省「工業統計表(企業統計編)」

(図 1-3)

第2章 中小企業の借入状況

第1節 中小企業の借入の現状

現在、リレーションシップ・バンキングの機能強化計画により地方銀行のメインバンク化が進んでいる。メインバンク化をすることで企業との密接な関係を作り出し、情報の非対称性をなくし貸出しを円滑化させる狙いである。しかし、資金調達の大半を借入金に依存している中小企業の実態は、メインバンクにも貸出しを躊躇させるのが現状である。図2-1は、中小企業の自己資本比率とメインバンクの借入拒否あるいは減額との関係を表したものである。これを見ると、自己資本比率が低い、つまり大半を借入金に依存している企業ほど借入拒否あるいは減額対応を受けることがわかる。

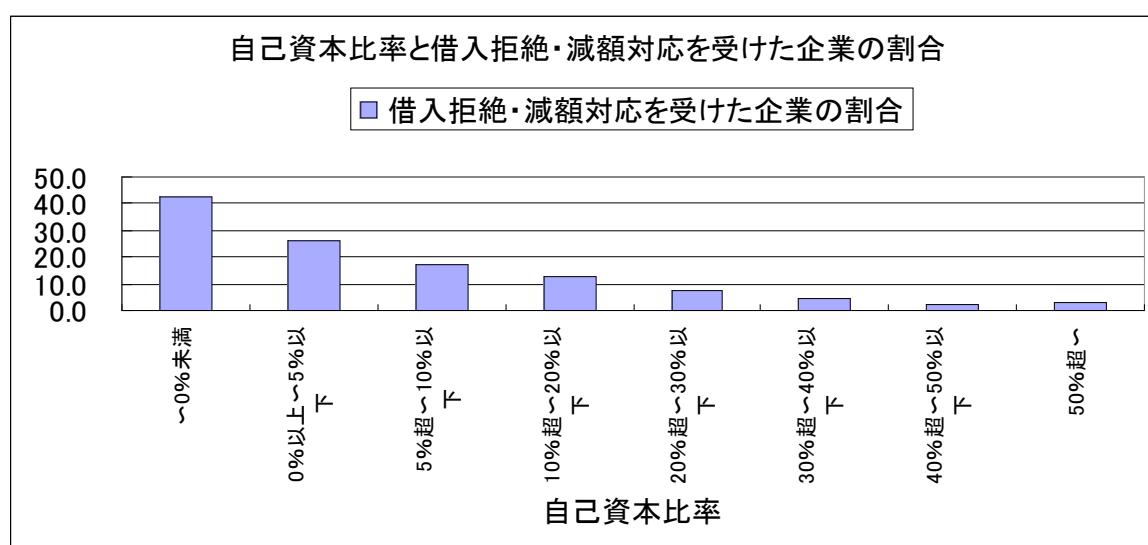


図2-1 自己資本比率と借入拒絶・減額対応を受けた企業の関係（中小企業白書2002）

では、どのような中小企業が借入金に依存しているかを図2-2で見る。そうすると、301人以上の規模の企業では23.9%にとどまっているものが、20人以下の企業では53.4%にもなる。また、規模の小さい企業は相対的に資本も少なくなっている。このことより、従業員規模の小さい中小企業ほど借入金に依存することが裏付けられる。

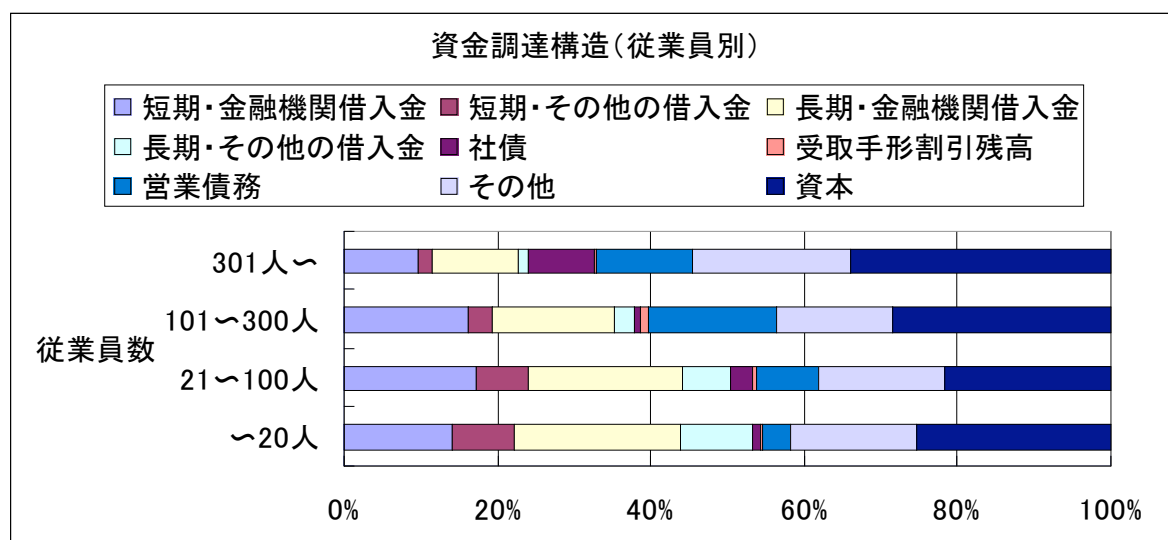


図2-2 従業員別の資金調達構造 (中小企業白書 2002)

第2節 倒産企業の現状

中小企業庁の調べによると、2003 年の企業の倒産件数は前年と比べ 3000 件ほど減り、回復の兆しをみせている。しかし、図の示すとおり、倒産する企業のほとんどが中小企業である。また、負債金額も減少傾向にあるが、総じてほぼ横ばいであるのが現状である。

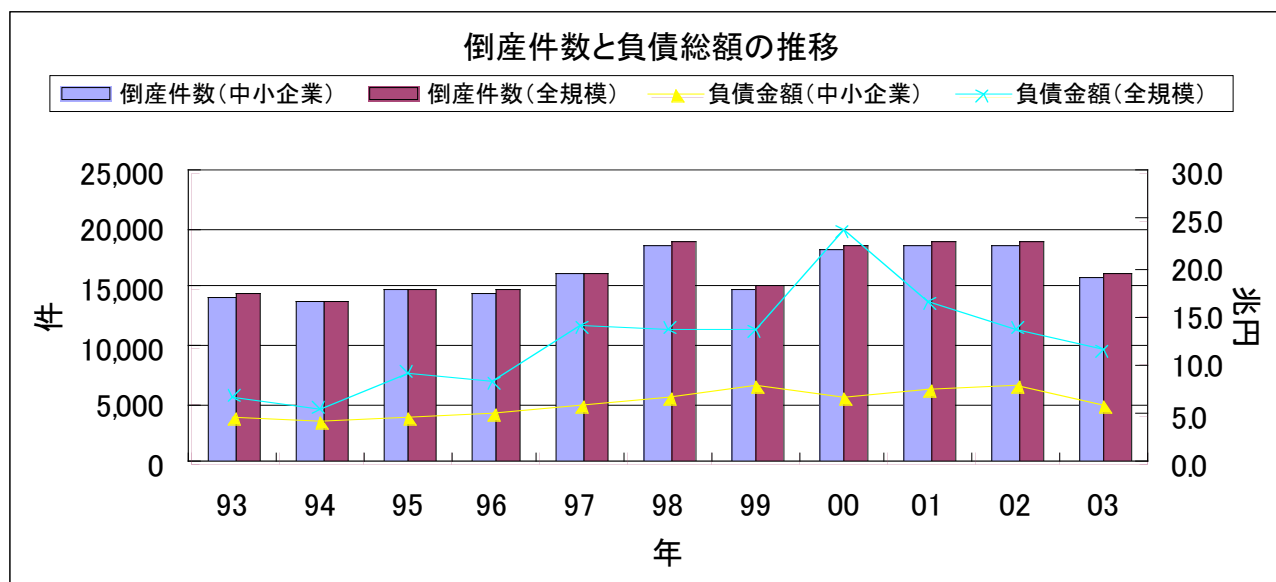


図2-3 倒産件数と負債総額の推移

倒産企業と生存企業の従業員数を比較すると、倒産企業は生存企業と比べて従業員数が少ないことが示される（表 2－1）。また、借入れ依存度を比較すると、生存企業より倒産企業が高いこともわかる（表 2－2）。

	倒産企業	生存企業
中央値	17	31
下位 25%値	9	13
上位 25%値	33	70

表 2－1 倒産企業と生存企業の従業員の比較

	倒産企業	生存企業
中央値	63.1	44.2
下位 25%値	49.4	21.1
上位 25%値	76.2	62.4

表 2－2 倒産企業と生存企業の借入金依存度の比較

では、倒産をあらかじめ予知し、それを止めることは不可能なのだろうか。もちろん、経営者の急死や災害など突発的要因によりいきなり倒産するような企業も中にはある。しかし、ほとんどの企業が倒産する 1 年ほど前にその兆候を予知することができている。中小企業庁の調査でも、倒産企業は負債額が倒産直前 1 年で増えたとする企業が 68%に上ることを示している。

倒産1年間の負債額の変化

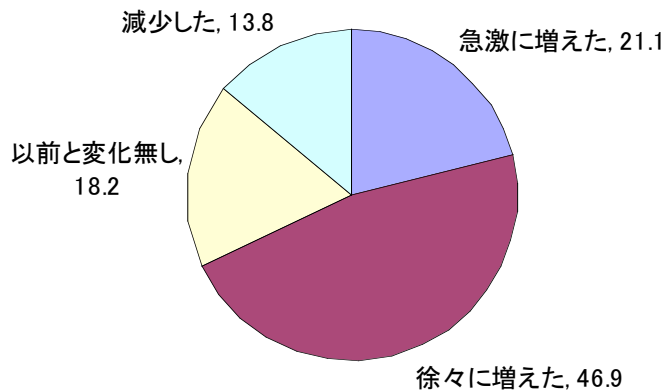


図 2－4 倒産前 1 年間の負債額の変化（中小企業白書 2003）

倒産を予期する原因を、倒産までの期間別に分類すると、最初は売り上げ・受注額の減少による倒産が多いが、倒産時期が近くなるにつれ金融機関の融資拒絶・減額がきっかけで倒産する企業が増える。

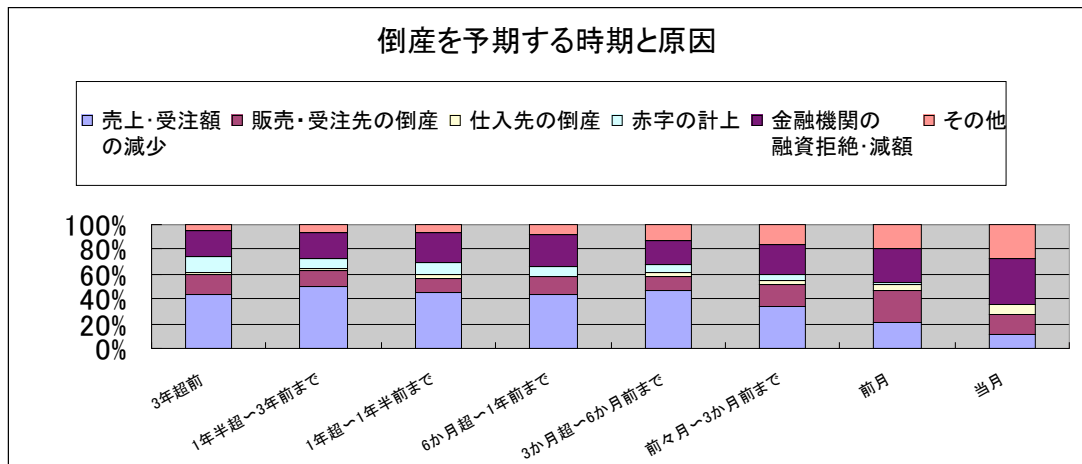


図 2-5 倒産を予期する時期と原因（中小企業白書 2003）

第3節 不動産価値の下落と担保の状況

これまで日本は有担保原則に基づき、貸出しに対して担保を要求することで金融機関の利潤最大化を図っていた。また、銀行にとっては物的担保に依存して貸出しを行うことで審査コストを大幅に節約する狙いがあった。日本は土地担保が主流である。これは他の種類の物的担保に比べて、担保価値の長期安定性が図れる。これのおかげで銀行は定期的に借り手の信用状態の審査をする必要がなくなり、大規模な長期貸出しを行うことができるようになった。

ところがバブル期以降土地価格が下落し、不動産価値が減少してきたのである。図 1-3 は市街地価指数と国内銀行の不動産担保等貸出残高の推移を示したものである。これを見ると、1991 年以降地価が下落し、それとともに不動産担保等貸出残高も減少していることがわかる。このことより、企業は相応の担保を提供することが困難な状況に直面していることがうかがえる。

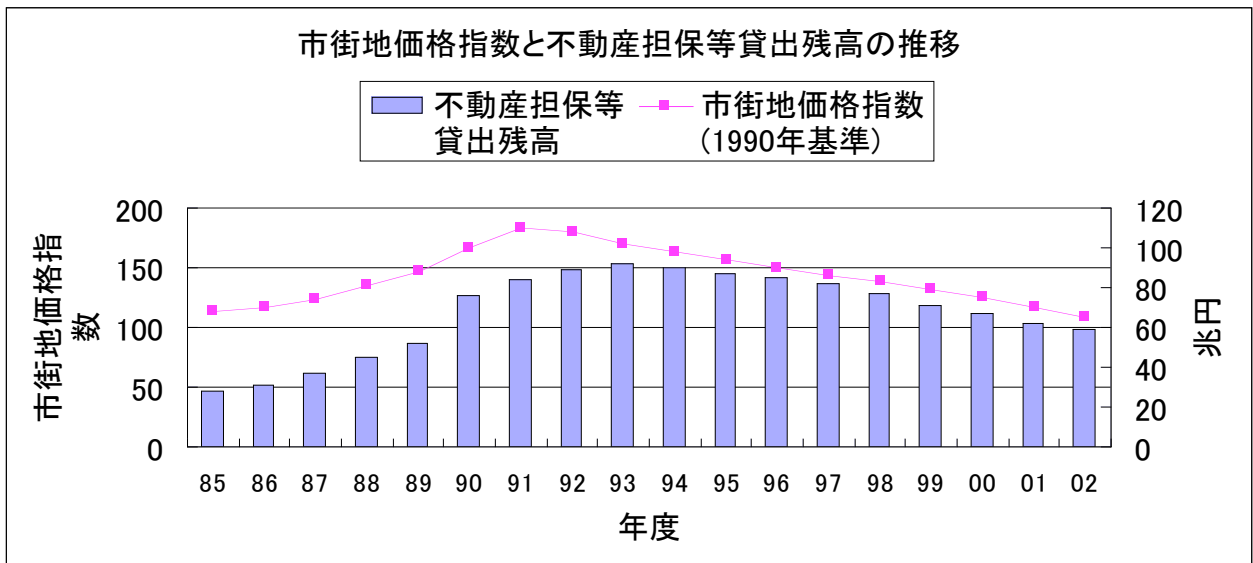


図 2-6 市街地価格指数と不動産担保等貸出残高の推移（中小企業白書 2002）

2003 年の中小企業研究所による「中小企業向け貸出の実態調査」で、中小企業向け貸出の審査項目として重視するものを調査したところ、不動産担保は 23%と低く、債務償還能力や自己資本比率、売上高などの財務関連指標系の安定した項目を重視する傾向があることがわかった(図 2-7)。また、数値として具体的に現れない定性情報(代表者の人柄、外部機関の評価など)は好まれないのが最近の傾向となっている。

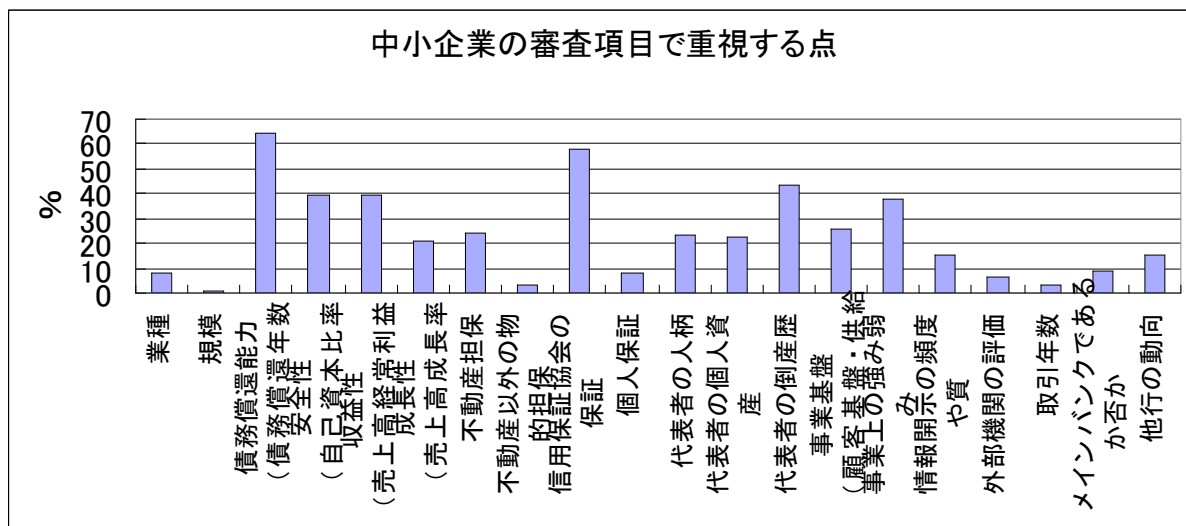


図 2-7 中小企業の審査項目で重視する点 (中小企業向け貸出の実態調査 2003)

では、実際金融機関から担保を取られることはなくなったのだろうか。図 2-8 は中小企業の従業員別にメインバンクの担保提供状況を見たグラフである。これを見ると、相変わらず全体的に担保に頼る状況がわかる。また、従業員数の少ない企業では無担保借入れの割合が少ないことも見て取れる。

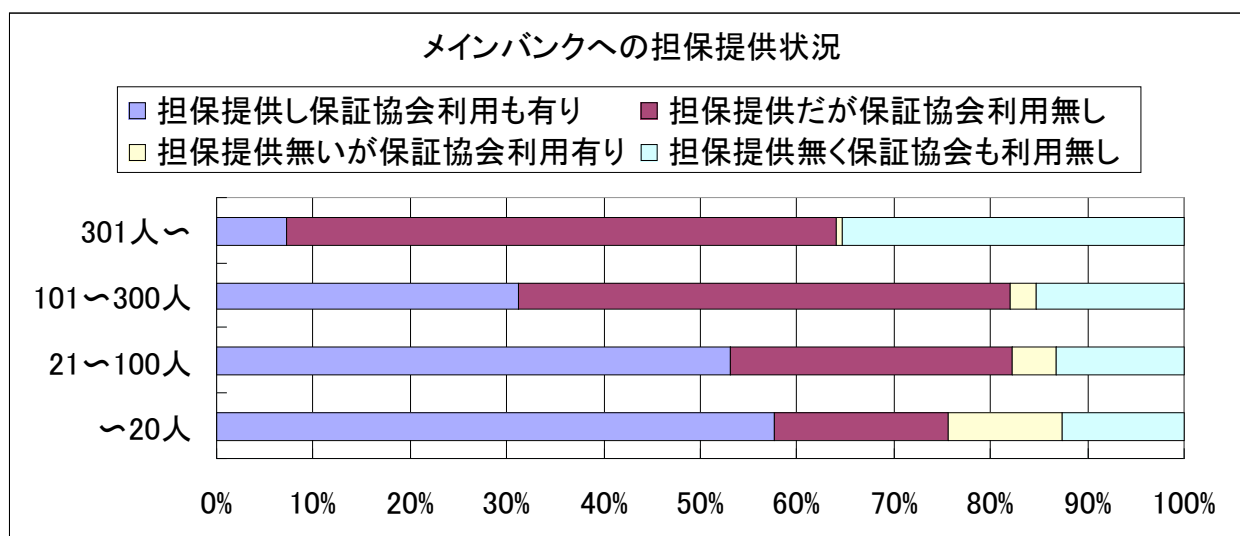


図 2-8 メインバンクへの担保提供状況 (従業員規模別) (中小企業白書 2003)

以上のことより考えられることは、不動産担保の価値の下落により担保主義への脱却を図る風潮は認められるが、以前リスク回避のための担保は必要とされることである。特に小規模な中小

企業に対しては担保提供を求めることで貸出リスクを軽減させる動きがまだあることが示されている。

第3章 担保主義からの脱却

現存のリスク処理機能は、地価の上昇期待が強いという状況下における土地を担保とするものであった。土地は担保や含み益の源泉として十分に機能することが前提に考えられている。85年から98年までの利鞘の推移をみると、金融の自由化・国際化、預金金利の自由化により中小企業向けの貸出のウェイトが上昇したにもかかわらず利鞘はそれほど変化しておらず、その代わりに不動産担保貸出が増えている。これは、企業の信用リスクに見合ったリターンを求めずに担保に依存してきたことを示しているといえる。

では、リスクが顕現化したときにどのように対応してきたかをみる。銀行の収益状況をみると、貸出や株式保有にかかる損失(貸出金償却・債権償却特別勘定繰入れ、株式償却)はほぼ株式・債券の売却益に見合っていた。これは、リスクが顕現化したときに株式等の含み益を収益のバッファとして用いていたことを示している。逆に言えば、いざというときにバッファとなる株式の含み益があったからこそ、積極的に貸出に応じて信用リスクをテイクできた。

このように銀行は、バブル期までは企業の信用リスクを不動産担保等で保全した貸出を増やし、貸倒れが発生したときには保有する株式含み益を吐き出して対応してきた。すなわち地価・株価の資産価格の上昇を背景にリスクマネーの供給がなされていたといえる。

第1節 資産価格デフレ

資産デフレは1990年代初頭のバブル崩壊後から基本的に続いており、その中でも、特に地価は1991年以降下落を続けており、下落幅も依然として大幅なものとなっている。他方、株価は、89年末から長期的に下落傾向にあり、最近でも2001年後半から下落を続けてきた。バブル崩壊後の地価の動向を公示地価の前年比でみると、92年以降大きな下落を示し、その下落幅が93年にピークを迎えた後、97年にかけていったんは下落幅の縮小がみられた。しかし、98年以降、3大都市圏（特に東京都）の商業地を除き、再び下落幅が拡大する傾向にある。

第2節 金融機関から見た担保

資産価格デフレは、銀行経営を大きく圧迫する要因となっている。地価を中心とする資産価格デフレによって貸出先の資産内容が悪化したうえ、長期の景気低迷などから貸出先の業績も悪化し、銀行の不良債権の増大や貸出資産内容の劣化がもたらされるといえる。また、資産価格デフレ（主要行においては特に株価）が銀行自身の資産価値を縮小させることになる。国民経済計算によって、民間金融機関のバランスシート（時価ベース）をみても、貸出資産の不良化に伴う損失や地価・株価下落等に伴い、総資産負債比率は上昇を続けていることがわかる。

第3節 企業から見た担保

このような地価下落が続く現在、土地の担保として資産価値が減少している。その結果、当然、土地を担保として金融機関より資金を調達している中小企業は、資産価値が下落するたびに一層の資金収縮を引き起こすと考えられる。またこれは全体企業においてもいえることであり、短期的には内部留保や間接償却費でまかなうことが可能であろう大企業であっても、間接金融なしには存続していくことは不可能とある。また、安定した資金調達手段を持たない事は設備投資を抑制する要因となり、更なる不況を招くことになる。さらに、このことは潜在成長率を引き下げる要因にもなりうる。

第4節 担保主義の限界

これらの要因から、担保主義が根付いていることへの限界が近づいていることがわかる。ただ、土地担保は建物と違い価値が下がることなく、値段の上下も激しくないため、金融機関にとってはリスク回避の手段として広く使われていたものである。つまり、情報が十分になくても担保価値だけで企業を図ることが出来たのである。今担保主義から脱却することで一番生じるリスクは金融機関と企業の情報の非対称性である。このことから、情報開示は必要不可欠な手段として今後ますます普及するであろう。

第4章 無担保融資の各行の取組み

今章では、各銀行が取り組んでいる無担保融資について言及していきたい。無担保融資への取組は、大手銀行から始まり、地方銀行、第二地方銀行に広まりつつある。無担保融資の融資状況と利用状況について書くことで、融資の必要性を証明したい。

第1節 大手銀行の無担保融資

第1項 東京三菱銀行

東京三菱銀行は、メガバンクの中で最も早く中小企業への融資の増強に力を入れた銀行である。その背景としては①他行と比べて自己資本比率が高く、不良債権比率が低い。②他行は合併や経営統合に伴う陣容再構築や貸出金の調整が必要であったなど、他行と比べて相対的な有意性があったからである。同行が中小企業と位置づけているのは年商 30 億円の企業である。本部の法人営業部門に「ビジネスローン営業部」設置し、多様な業務チャンネルを整備してダイレクト手法での金融サービスを提供する態勢を確立した。また 2003 年 10 月には中小企業取引を統括する専門部署として「中小企業部」を復活させた。中小企業向けの商品ラインナップとしては、「融活力」という商品を開発した。無担保、第三者保証不要、スピード審査のスコアリング型ローンで、貸付限度額は 3000 万円、貸付期間は最長 3 年。同行のデータをベースにスコアリングしている。利用状況は、盛況である。2003 年 5 月から 9 月末までの 5 ヶ月間の実行額は 600 億円。10 月から 2004 年 3 月末までの実行額は 1200 億円を見込んでおり、初年度の実績は 1800 億円となる。ここで注目されるのは純新規先が多いことである。新規先は 3 分の 2 を占め、取引の視野は確実に広がった。

第2項 UFJ 銀行

UFJ 銀行は 2003 年 5 月から原則無担保の「UFJ ビジネスローン」を適用した。最短 3 営業日で実施するスピード審査、原則として無担保・第三者保証不要、最大で 1 億円までの融資などが特徴である。金利は 2.25%～5%と低めなのも商品性を高めている。利用状況は、実行額が 6500 件、1300 億円を突破し、毎月 300 億円以上伸びている。審査の状況は、これまで個別に案件審査を行い、決裁を取るといったスタイルだったのを、ビジネスローンでは、財務に関する決算書情報を、客観的にスコアリングをかけ判断する方法にかえた。

第3項 三井住友銀行

三井住友銀行は、年商 10 億円以下のスモール層、年商 30 億円未満をミドル I 層、年商 100 億円未満をミドル II 層、年商 100 億円以上のコア層に大きく分別をし、スモール層、ミドル I 層を無担保融資対象にした。同行の中小企業向け商品は「ビジネスセレクトローン」と呼ばれ、貸付限度額が 5000 万円、貸付期間は最長 5 年で運転、設備資金を供給するものである。審査対象はやはりスコアリングモデルによる審査で、2002 年 4 月にメガバンクの先人をきって開発・導入した。三井住友は、都市部での貸出だけでなく地方で拠点を置いて貸出をおこなったというのも特徴のひとつである。2003 年 5 月から展開し、この 3 月までに水戸、高崎、松本、沼津、福山、松山、徳島、長崎の 8 都市に設置を終えている。業績は順調に拡大していて、初年度の貸出額は約 4500 億円に達した。2003 年度は上期中の実行額が 3100 億円で、年間目標も 7000 億円に上方修正をした。発売 2 年弱で実行額ベース 1 兆円超えのヒット商品となった。

第4項 みずほ銀行

みずほ銀行は 03 年下期から規模(年商)および行内の格付けを基に、法人取引先を「スモール層」「ミドル層」「アッパー・ミドル層」「低格付・事業再生支援層」の 4 つにわけ、それぞれの特性に合わせた営業体制を構築している。商品名は「アドバンスパートナー」で、融資の対象はスモール層である。自動審査システムを活用していて、最短で翌日に融資の可否を回答できる。融資額は最高で 5000 万円で、融資期間は 1 ヶ月から最長 3 年までと、フレキシブルな運用が可能である。貸出金利は年 2.5% から 9.0% 程度。業績は 03 年度に 1000 億円を超える勢いである。

4 大メガバンクの融資状況について述べたが、共通していえることは、規模が大きい中小企業への貸出を積極的に行っていて、審査対象がクレジットスコアリング。スピーディーな対応をしているなどがあげられる。利用状況についてみると、利用者数と融資額から業者にとって受け入れられたといえる。

第 2 節 地方銀行の無担保融資の取組

第 1 項 各地銀の取組、利用状況

中小企業は前章で説明したとおり、地価の価格で担保余力がなくなり、また連帯保証人の確保がますます難しくなってきた。無担保融資や審査のスピードアップが中小企業者の望むことであろう。メインバンクは先立って無担保融資を行ってきたが、地方の隅々まで無担保融資が広まっているとはいえない。地方まで広めるためには、地方の銀行が融資を行わなければならない。現在どのような銀行が、無担保融資を行っているのか。表 4-1 を見てもらいたい。このような銀行が現在無担保融資を行っている。特徴としては、金利は 3 ~ 12 % ぐらいであり、各銀行ごとにばらつきがみられる。審査の回答日数は、3 日以内にはほとんどの銀行が回答をだしているので、素早い対応がとられているといえる。利用状況は横浜銀行が今年度中に融資額が 4500 億円を超えるなど、申し込みはあとをたたない。無担保融資は地域でも歓迎されているということがわかる。

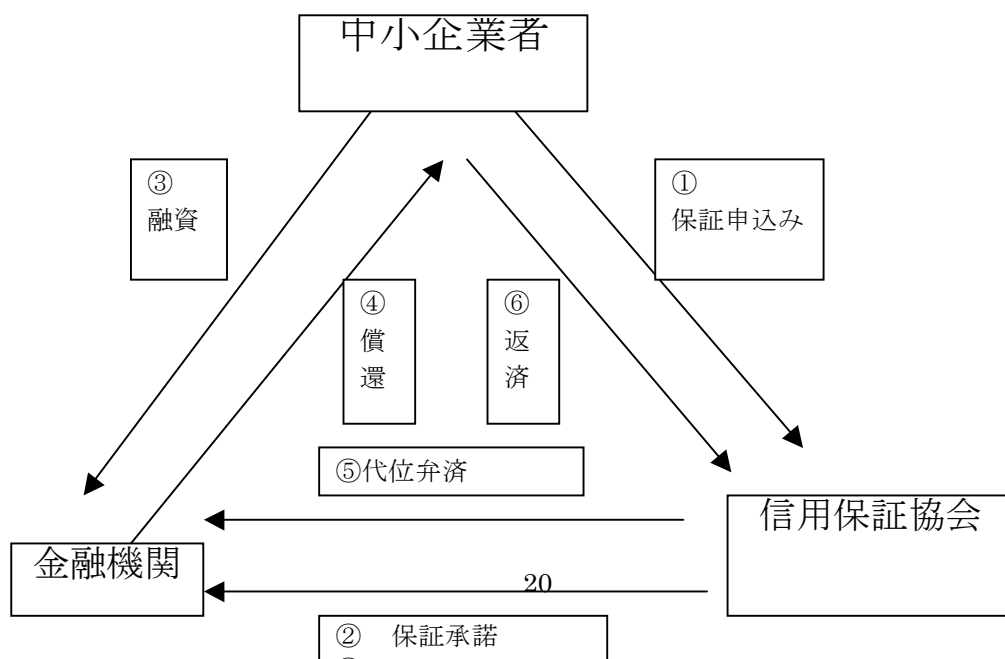
銀行名	金利(%)下	金利(%)上	回答日数	上限(万円)	期間(最長)
庄内	2.375	7	2 営業日	1000	1 年
東京都民	7	9.9	翌営業日	1000	2 年
千葉	2.5～(変動)		3 営業日	3000	3 年
横浜	3	12		5000	5 年
第四	3.75	6.5	3 営業日	2000	1 年
スルガ	3.875	7	3 営業日	3000	1 年
静岡	1.875	6.6		3000	1 年
大垣共立	2.35	5.8	翌営業日	3000	5 年
名古屋	9	9	翌営業日	500	1 年
愛知	7	7	翌営業日	300	1 年
関西アーバン			3 営業日	3000	5 年
鳥取	6.5	12.3	2 営業日	3000	2 年
広島総合	8.8	10.8	翌営業日	500	3 年
福岡	3	11	3 営業日	3000	3 年

表 4-1 各地銀の無担保融資状況

第 2 項 規模が小さい企業がとる行動

クレジットスコアリングによって融資の可否は決められるが、規模が小さい中小企業や、自己資本が低い中小企業は、融資を受けるのが困難になる。貸し出すにしても、規模が小さい企業は、潰れる可能性が高く銀行にはリスクが伴う。そのような企業にうかつに貸出はできない。そこでほとんどの銀行は、無担保の代わりに企業に信用保証協会の保証をもらわせるようにする。信用保証協会とは、資金の調達に困っている企業に対して債務の保証を行うことで調達させやすくする機関である。銀行から融資を受けるときは、厳しい審査で見られるが、信用保証をもらえば融資を受けることは容易である。信用保証制度は以下の通りである。

(表 4-2 信用保証制度の仕組み)



第5章 現状分析による地方銀行の貸出余剰について

大手地方銀行の現在行っている、ミドルリスク・ミドルリターン融資は、利用者状況から考えて好評であったといえる。中小企業を支えるためには、ミドルリスク・ミドルリターン融資は欠かせないのである。この融資を全国で行うことができれば、さらに効果が望めるであろう。だが問題なのは、現在の地方銀行には貸出余剰があるかどうかということだ。貸出余剰がなくては、そのような融資を行うことはできない。今章ではこれまで貸出を抑制させてきた地方銀行の不良債権や、自己資本比率について分析をして、現在の状況を述べることで、地方銀行の体力の回復を証明したい。また実際の貸出余剰の増加については、第6章の実証分析で行いたい。

第1節 貸出を阻害してきた自己資本比率問題

1993年、金融業界にひとつの規制が誕生した。BIS規制である。BIS規制は88年に国際決済銀行(Bank of International Settlement)のバーゼル銀行監査委員会が、国際的な営業活動を行う銀行に、リスク資産に対し自己資本を8%以上持つように求めたことが始まりである。BIS規制導入の適用範囲は、海外に拠点を持つ銀行が、適用範囲であるが、銀行本体だけでなく現地法人、ノンバンク子会社、関連会社等も含めて連結財務諸表を作成し、それをベースに自己資本比率を計算、銀行グループ全体の評価をすることとされている。これは、「銀行の支払い能力は母国当局が連結ベースで監督する」という考えに基づいたものである。BIS規制という自己資本比率規制は、国際業務に関わる金融機関リスクが総資産額の8%以上の自己資本比率の維持が義務づけられる国際統一規制である。自己資本比率は以下のように定義される。

$$\text{自己資本比率} = \text{自己資本} / \text{リスク資産} \geq 8\%$$

ここで、自己資本とは、Tier1+Tier2+Tier3 控除項目である。Tier1 は、中核自己資本、基本的項目事項とも呼ばれ、国際業務を営む金融機関は、Tier1 である資本金、資本準備金、利益準備金、剰余金、繰延税金資産などで自己資本比率4%を計上していなければならない。Tier2 は、補完的項目であり、有価証券含み益の45%相当額、不動産再評価含み益の45%相当額、一般貸倒引当金、負債性資本調達手段が該当するもので市場リスクの5/7まで参入可能としている。また、控除科目とは銀行間における意図的な株式持合いの相当額とされている。バーゼル合意が成立した88年当時、邦銀は大蔵省主導の護送船団方式に守られていたため、自己資本が少ない状態であっても銀行経営に対して問題はなかった。そのため、邦銀の自己資本比率は、平均約3%の低水準であり、欧米の金融機関の平均7%よりも低かったため、日本はBIS規制を導入する条件として、株式の含み益45%を自己資本に入れることを要求し、受け入れられることになった。ところが、日本経済は、88年のバーゼル合意から日本で施行される93年4月

までの間に一変した。バブル絶頂の 89 年末の 12 月 29 日には日経平均株価は 38,915 円であったが、90 年に入ると、株価は下落し続け、90 年 3 月 22 日には 30,000 円を割り込み、その 3 ヶ月後の 10 月 1 日には一時 20,000 円を割り込むまでになった。さらに、地価の暴落も著しく 89 年下期比(東京)で、93 年時では約 30%下落した。

バブル崩壊後の 93 年の実施時期には、株式含み益の 45%参入が逆に邦銀の自己資本の目減りを招く結果となった。邦銀が国際業務を続けるためには、自己資本比率をクリアする必要があった。Tier2 が急減していく中で、銀行が自己資本を向上させる手段は、自己資本を増やす、またはリスク資産を減らすかどちらかである。しかし、株価下落時の増資は難しく、そのため邦銀は、優先株の発行や劣後ローンの借入等による自己資本の向上、繰延資産の水増し、中小企業に対する貸出を抑えることにより、リスク資産の圧縮を行い、BIS 規制 8% 見かけ上をクリアしたのである。

BIS 規制の導入により、貸出は、伸びはしなかったが、減少したともいえなかった。しかし、次の自己資本が必要以上に割り込んだときにおこる早期是正措置の導入によって状況はかわってゆく。これは金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関の健全性確保と経営破たんの未然防止を図るために用いられた。経営状況を厳しく見られたために自己資本も厳しく査定された。(表 5-1) 発動の条件は 3 パターンにわけられた。(表 5-2) 銀行は、自己資本比率の低下を防ぐために、貸出額を減らすようになっていった。

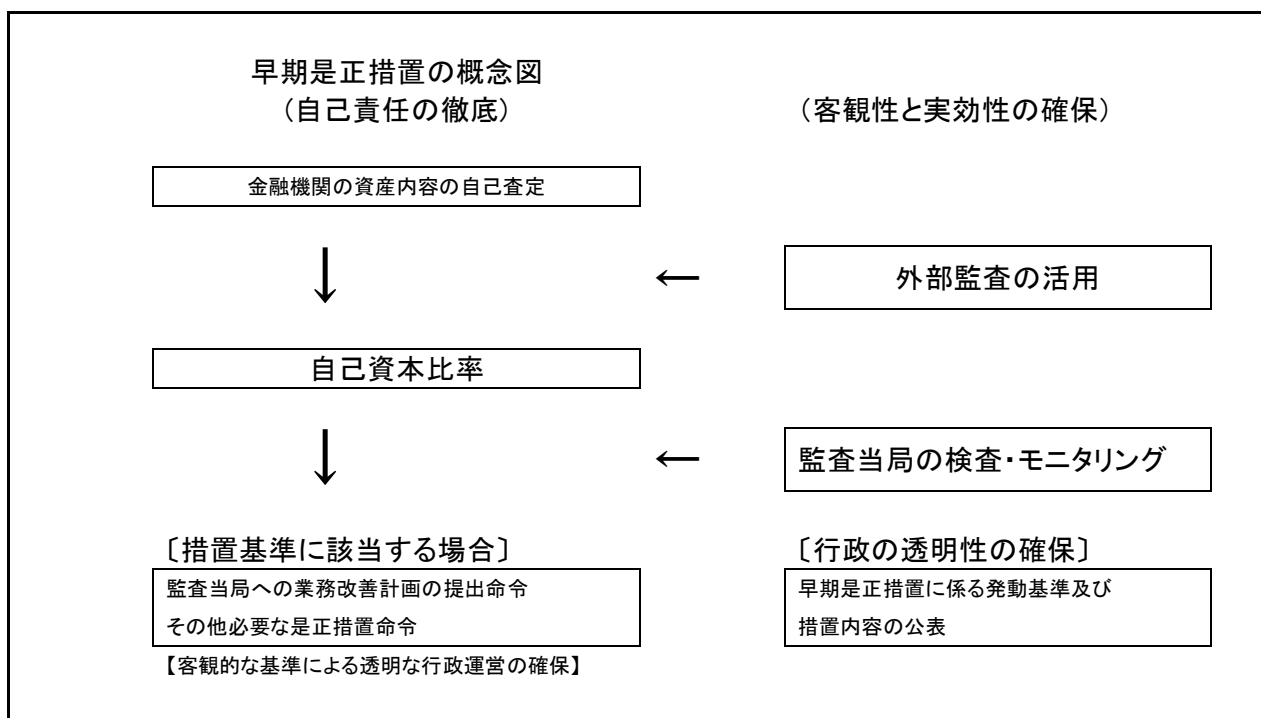


表 5-1 早期是正措置の概念図

国際業務	国内業務	早期是正措置の内容
8%未満	4%未満	経営改善計画の作成及び実施命令
4%未満	2%未満	増資計画の策定、総資産の増加抑制・圧縮、
		新規業務への進出禁止、店舗の進出禁止、
		既存店の縮小、子会社・海外法人の縮小・新設の禁止
0%未満	0%未満	配当支払の抑制・禁止、役員賞与等の抑制
		業務の一部又は全部の停止命令

表 5-2 早期是正措置の内容

第2節 地方銀行の資産状況について

第1項 地方銀行の不良債権

地方銀行¹を長い間苦しめてきた不良債権の比率は、2002 年までは、横這い圏内で推移してきたが、2003 年度は各不良債権区分とも減少したことにより、比率は 2002 年度末の 7.9%から 6.9%へと大き目の低下を示した。不良債権の新規発生額は 2001 年から減少をはじめ、2003 年度には、2001 年度の 3 分の 1 以下になった。それに対して不良債権の直接償却(オフバランス化)は、一定の割合で進んだため全体的な不良債権は減少したのである。まだ安心とはいえないが、不良債権問題は底を脱したように思える(図 5-1、図 5-2、図 5-3)。

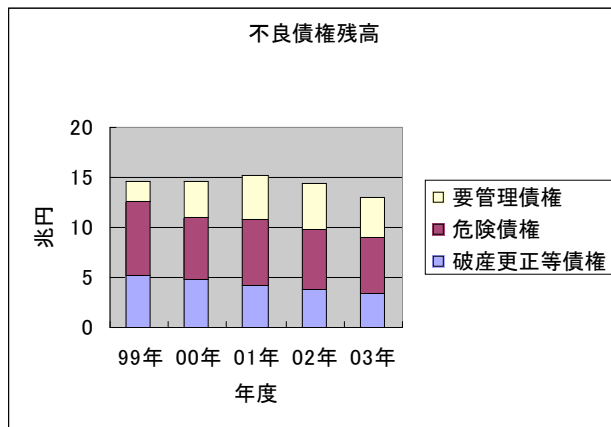


図 5-1 不良債権残高

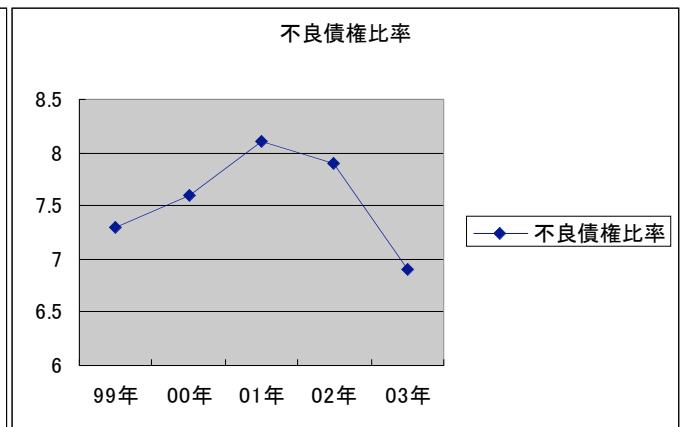


図 5-2 不良債権比率

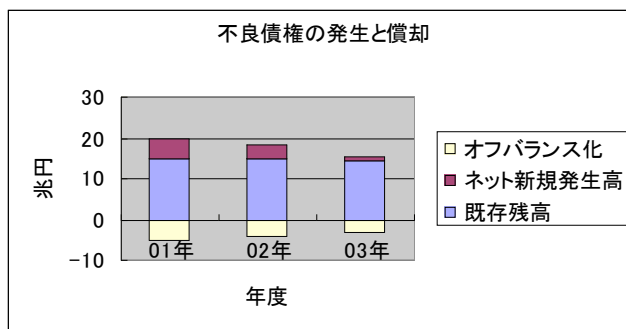


図 5-3 不良債権の新規発生高と償却額

次に調べたのは、各行ごとの不良債権比率である。図 5-4 では、02 年度末と 03 年度末の不良債権比率をグラフにしてみた。10～12%の不良債権比率の銀行が、8～10%に移行し、不良債権比率 8～10%の銀行が、6～8%へと移行しているのがわかる。いまだに不良債権比率が 12%以上を超えている銀行が 3、4 あるが、各行ごとにみても不良債権が減少しているのがわかる。

¹ 本稿における地方銀行は 114 行(地方銀行 64 銀行、第二地方銀行協会加盟行 50 行<2004 年 3 月末時点>)を集計対象としている。

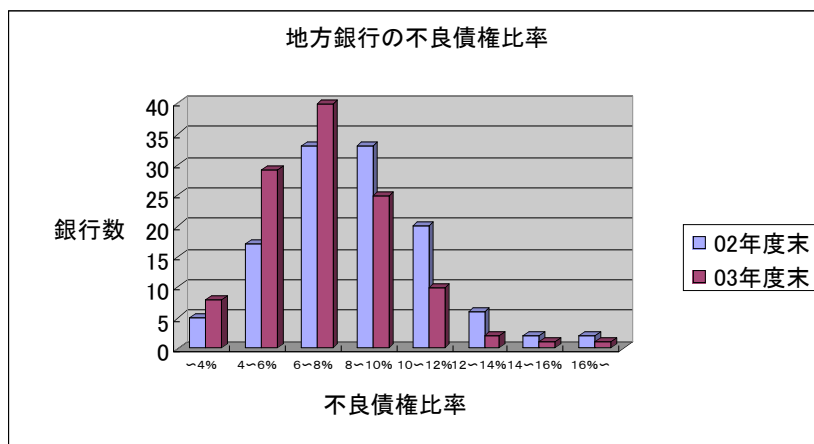


図5-4 地方銀行ごとの不良債権比率

第2項 自己資本比率と繰り延べ税金資産額

地方銀行の自己資本比率は、株価の上昇により、上昇すると思われたが、一部銀行の多額の不良債権処理の対応から昨年の9.3%から9.1%へとやや減少をした。(図5-5) また繰り延べ税金資産は、将来課税所得見積もりの厳格化などにより減少をした。(図5-6)

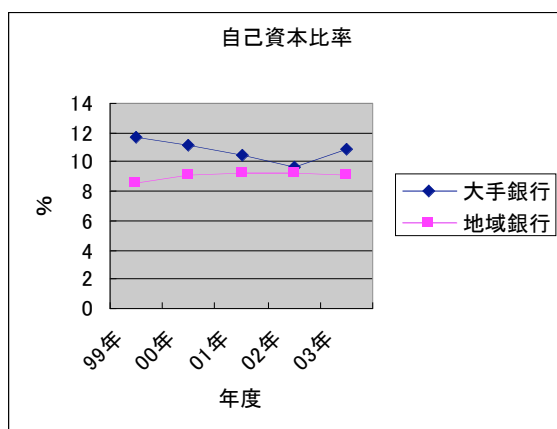


図5-5 自己資本比率

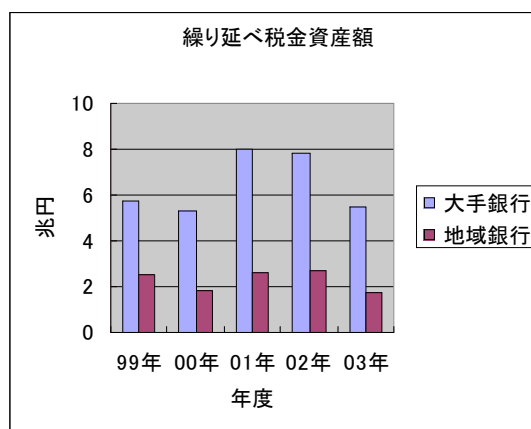


図5-6 繰り延べ税金資産額

次に自己資本比率を各行ごとに調べた。多くの銀行は、自己資本比率が8%以上であり、健全行になりつつあるといえるであろう。だが、自己資本比率が6%以内に割り込んでいて、健全性に問題がある銀行もいくつかある。そのような銀行は積極的に貸出を行える状況ではない。そこで最近、不健全行同士が統合をして健全行になるケースが増えてきた。表5-3で不健全行同士の合併の予定、統合の可能性がある銀行についてまとめた。統合予定の銀行は、統合後は自己資本比率が8%近くに上昇している。統合をすれば貸出を積極的に行える状況になってきているはずだ。実際に BIS 規制のもとで地方銀行に貸出余剰があるかどうかは、6章の実証分析で分析したい。

銀行名	自己資本比率	動向
北海道	6.47%	2004 年ほくほくフィナンシャルグループ発足
北陸	8.10%	
足利	-29.80%	一時国有化
福島	6.10%	統合対象になる可能性あり
大東	5.93%	
関東つくば	6.58%	統合対象になる可能性あり
茨城	5.66%	
びわこ	6.60%	滋賀銀行と統合性の可能性あり
近畿大阪	7.74%	りそなグループ傘下で再建中
紀陽	7.67%	統合対象になる可能性あり
和歌山	6.63%	
広島総合	6.02%	2004 年もみじ銀行発足
せとうち	6.27%	
西日本	8.58%	2004 年西日本シティ銀行発足
福岡シティ	5.28%	
肥後	11.78%	統合対象になる可能性あり
熊本ファミリー	7.17%	
親和	6.32%	九州銀行と合併
長崎	7.21%	福岡シティの子会社に

表 5-3 不健全行同士の統合・合併の可能性

第6章 実証分析

本章では、銀行に資金余剰があるのかどうか、またどのような要因が銀行の資金循環を妨げているのかを分析した。第1節で分析の枠組みを明記し、第2節、第3節で地方銀行、第二地方銀行それぞれの実証分析を行った。さらに、第4節では県別の資金余力についても分析した。その結果、地方銀行と第二地方銀行では与える要因が違っていた。しかし、地域ごとに見ると地方銀行と同じように自己資本比率が資金余剰を引き起こす要因となっている。また、貸出余力をグラフで見えてみると、ほぼ半分の銀行、地域が資金余剰であることがわかり、その使い道について検討する必要がある。さらに、第5節で地方銀行は無担保融資を行える状況だということも示された。

第1節 実証分析の枠組み

本章では、貸出供給関数に及ぼす影響をみるため、回帰分析による実証分析を行った。回帰方法は一般最小二乗法（OLSQ）で、クロスセクションにより分析した。

まず、被説明変数を以下のように定義する。

L1…地方銀行の中小企業貸出残高（対前年度比）

L2…第二地方銀行の中小企業貸出残高（対前年度比）

L3…地域別の中小企業貸出残高（対前年度比）

次に、説明変数を以下のように定義する。

NPL…不良債権残高／中小企業貸出残高

BIS…自己資本比率

RL…貸出利率

RB…調達利率

いずれも国内店舗に限定したデータである。地方銀行は全国地方銀行協会に加盟している 63 行、第二地方銀行は全国第二地方銀行協会に加盟している 50 行のうちデータの取れた 45 行である。地域は全国地方銀行協会の分類に基づき 10 に分けた。その際銀行はその地域に本店を持っているものによって分けた。地方銀行はオーバーバロイングの可能性も懸念されるが、それに関してはあまりに広い地域に渡らないよう制約が加えられているものと仮定し、分類を行った。不良債権残高は、リスク管理債権から貸倒引当金を引いて出した。自己資本比率は国内基準のものをとった。貸出利率、調達利率については明確な数値が示されていないので、貸出利息と預金利息の額を中小企業貸出残高で割って出すことで代替した。

今回は不良債権額、自己資本比率がそれぞれ貸出余力にどのような影響を及ぼしているのかを推計したため、推計式は以下のように2つ示される。

$$L_i = \alpha_0 + \alpha_1 * NPL + \alpha_2 * RL + \alpha_3 * RB$$

$$L_i = \alpha_0 + \alpha_1 * RL + \alpha_2 * RB + \alpha_3 * \text{Log}(BIS)$$

これらを用い実際に推計を行っていく。

第2節 地方銀行の分析

第1項 推計結果

地方銀行の不良債権額が貸出に及ぼす影響については、以下のとおりである。

C	NPL	RL	RB	R ²	S2	DW
t 値	t 値	t 値	t 値	adjR ²	F	
84.736	0.039073	5.40447	9.11286	0.22004	5481.43	2.02003
5.98558	0.089619	1.09097	0.37374	0.269	0.449976	

この結果より、不良債権額は貸出供給関数に影響を及ぼさないことがわかる。このことより、不良債権額が地方銀行の貸出行動を左右するわけではないことが考えられる。貸出利率は多少正の影響を及ぼすが、それでも有意水準を満たしていないことから、このモデルの説明力は乏しい。

また同じように、自己資本比率を考慮した場合、以下のような推計結果が導かれた。

C	RL	RB	LBIS	R ²	S2	DW
t 値	t 値	t 値	t 値	adjR ²	F	
118.986	6.5288	17.1038	-16.6093	0.125085	4730.95	1.96629
5.87437	1.41472	0.739846	-2.47357	0.080598	2.81172	

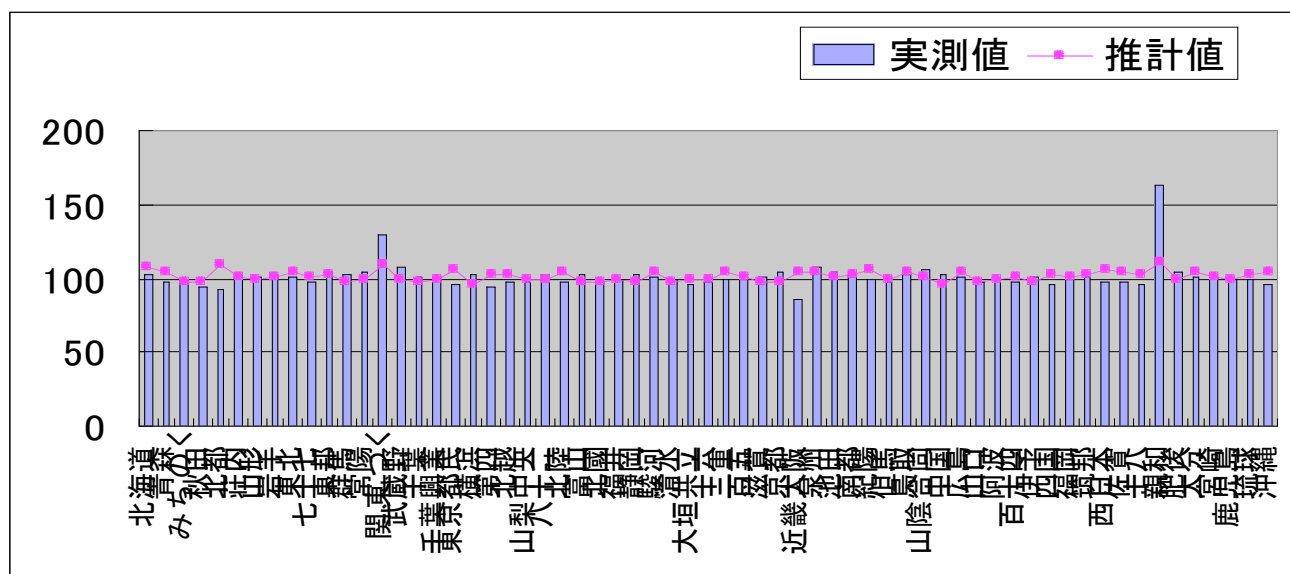
この結果を見てみると、自己資本比率は地方銀行の貸出にかなりの影響を及ぼしていることがわかる。また、負の影響を及ぼしていることから、貸出供給関数の減少関数であることも見て取れる。このことより、自己資本比率は高くなればなるほど、貸出供給が減り、貸出余剰が増えることが推測される。

また、両方の推計結果を見比べてみると、貸出利率と調達利率はどちらも正の相関関係にあることが伺える。このことより、地方銀行にとっては今の金利水準は妥当なものであることが推測できる。

第2項 グラフによる分析

ではいったいどのくらい資金余剰があるのかを検討する。貸出供給に影響を与えたほうの数値をグラフ化したものを用い、推計値と実測値との乖離の幅からおおよその余剰の度合いを調べる。

以下がそのグラフである。



このグラフから、地方銀行 63 行中 27 行が貸出を十分に行っていないということがいて取れる。関東地方ではほとんどの銀行で十分な貸出を行っていることがうかがえる。逆に、地方に貸出余剰が多いこともわかる。また、東京、大阪でも資金余剰があることがわかる。このことから、地方で中小企業の従業員数減少などによる貸出リスクが発生し、たくわえがないと危険だと思われる場所とともから中小企業が安全である地域にある銀行は貸出余力が出来ることがうかがえる。

第3節 第二地方銀行の分析

第1項 推計結果

次に、第二地方銀行についても同様の推計を行った。不良債権額を考慮した推計結果は以下のとおりである。

C	NPL	RL	RB	R ²	S2	DW
t 値	t 値	t 値	t 値	adjR ²	F	
116.262	-1.18893	-5.73146	73.3562	0.267319	3942.3	2.11322
20.632	-1.49657	-3.69821	3.70438	0.213708	4.98629	

地方銀行と比べると、不良債権額の影響が強いことが見て取れる。不良債権額と貸出利率が負の相関を示すことより、第二地方銀行はこの2つが原因で貸出をしないことが推測される。

また、自己資本比率に目を向けた場合、以下のような推計結果となった。

C	RL	RB	LBIS	R ²	S2	DW
t 値	t 値	t 値	t 値	adjR ²	F	
92.9084	-5.37035	68.7842	7.40403	0.2373	4103.79	2.14436
4.29678	-3.41353	3.42075	0.73327	0.181493	4.25213	

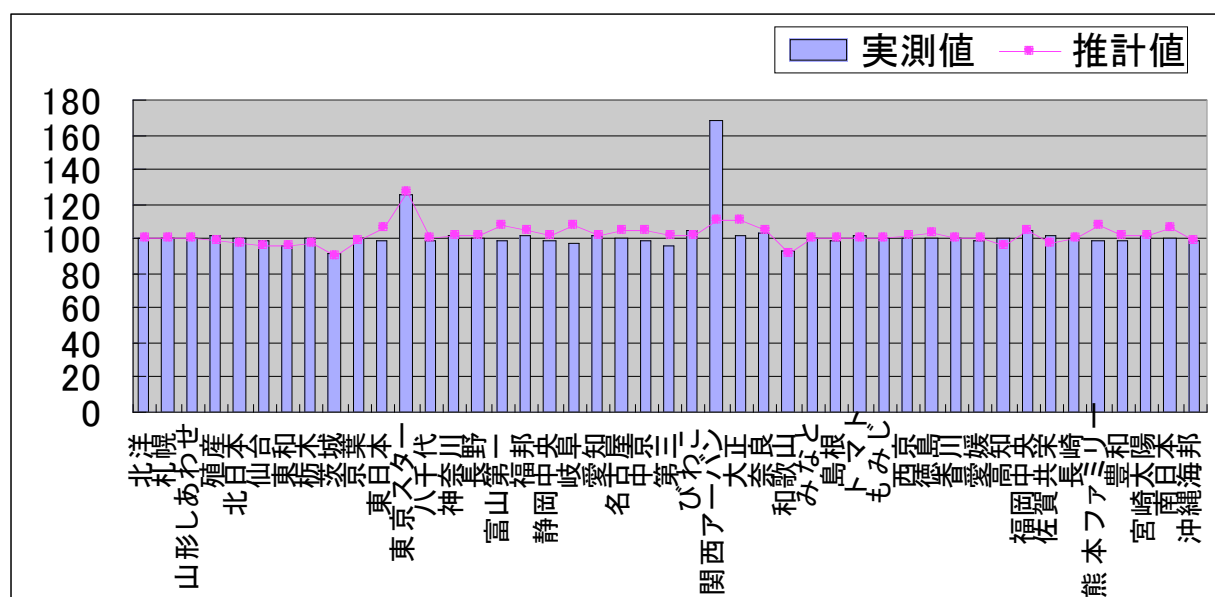
この結果より、貸出利率と調達利率は強い相関を表していることが見て取れる。しかし、自己資本比率の結果には有意性がない。ここから推測されるのは、第二地方銀行にとって大切なのは利率の設定であり、自己資本比率はほとんど関係ないということである。

ふたつの推計結果から、第二地方銀行は貸出利率の設定をし直し、また、不良債権額を減らすことが求められる。

第2項 グラフによる分析

地方銀行の場合と同様に、第二地方銀行の資金余剰についてもグラフを用いて分析する。今度は不良債権額を考慮した値のグラフを見る。

以下がそのグラフである。



このグラフより、第二地方銀行 45 行のうち 19 行が貸出に余力があることがわかる。地方銀行の場合と同じような結果になり、やはり貸出余力のある地域は限定されているように思われる。

第4節 地域別の分析

第1項 推計結果

今度は日本を 10 の地域に分け、地域ごとの分析を行った。以下が不良債権額の影響を考えた分析結果である。

C	NPL	RL	RB	R ²	S2	DW
t 値	t 値	t 値	t 値	adjR ²	F	
106.15	-0.34302	-1.20043	2.64501	0.20374	32.6856	2.7141
6.89937	-0.51027	-0.21439	0.982526	0.19439	0.511742	

これを見ると、やはり不良債権額はほとんど影響を与えないことがわかる。他の値も有意でないため、不良債権額が銀行に及ぼす影響はかなり少ないと考えられる。

自己資本比率を変数にした場合は以下のような結果になった。

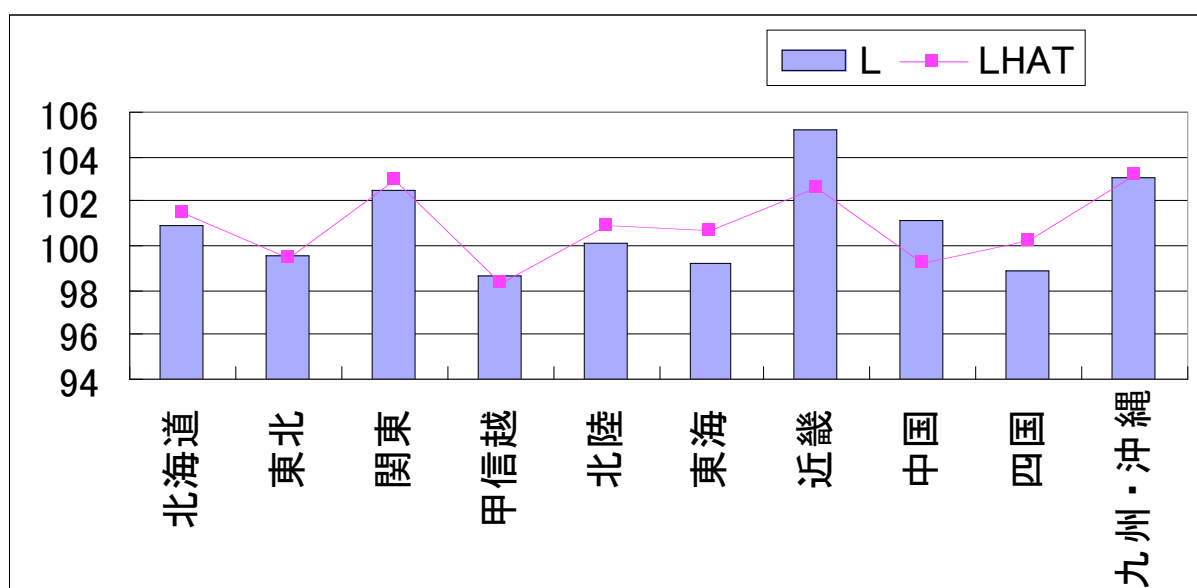
C	RL	RB	LBIS	R ²	S2	DW
t 値	t 値	t 値	t 値	adjR ²	F	
148.038	-6.47968	4.22939	-13.597	0.597048	16.5407	2.06177
7.33016	-1.48466	2.12701	-2.52407	0.395573	2.96338	

不良債権額を変数にした場合と比べて、全体的に変数が大きく影響を及ぼしている。自己資本比率と貸出利率が負の相関を示していることから、銀行にとって現在の自己資本比率と貸出利子は貸出を行わない要因となる。

第2項 グラフによる分析

前2節と同じく、有意な値の出た自己資本比率による分析を行った。

以下がそのグラフである。



このグラフから、現在地域単位で余力があるところとそうでないところの格差が大きいことがわかる。貸出余力のある地域は総じて地方に多いことから、その地域の中小企業は従業員数が少ない小規模企業であるために貸し渋りをする可能性が示唆される。

関東地方には貸出を十分に行っている大手銀行があるが、他の県の貸出余力の方が大きいためこのような結果になったと推測される。

第5節 無担保での貸出余力の可能性

第1項 実証分析の枠組み

銀行に貸出余力があることを確認した上で、この節では無担保融資が地方銀行、第二地方銀行にどのような影響を与えるかを推計した。

前節までと同様に一般最小二乗法(OLSQ)による推計を行う。データは中小企業向け貸出残高(対前年度比)、貸出利率、預金利率を同様に使った。さらにこの節では資金余剰のある銀行及び地域を0として無担保ダミーを設定した。この基準は前節までやっていた推計による。

推計式は以下の通りである。

$$L_i = \alpha_0 + \alpha_1 * RL + \alpha_2 * RB + \alpha_3 * DUMMY$$

第2項 無担保での融資の可能性

無担保であることが地方銀行に与える影響は以下の通りである。

C	RL	RB	DUMMY	R ²	S2	DW
t 値	t 値	t 値	t 値	adjR ²	F	
73.6604	8.25854	6.17179	6.46933	0.132695	4861.03	2.05806
5.30208	1.75483	0.268516	2.76888	0.08933	3.05995	

この推計結果より、無担保の影響は有意に正の相関を示している。このことより、貸出のできる状態であれば無担保でも貸出をするべきである。

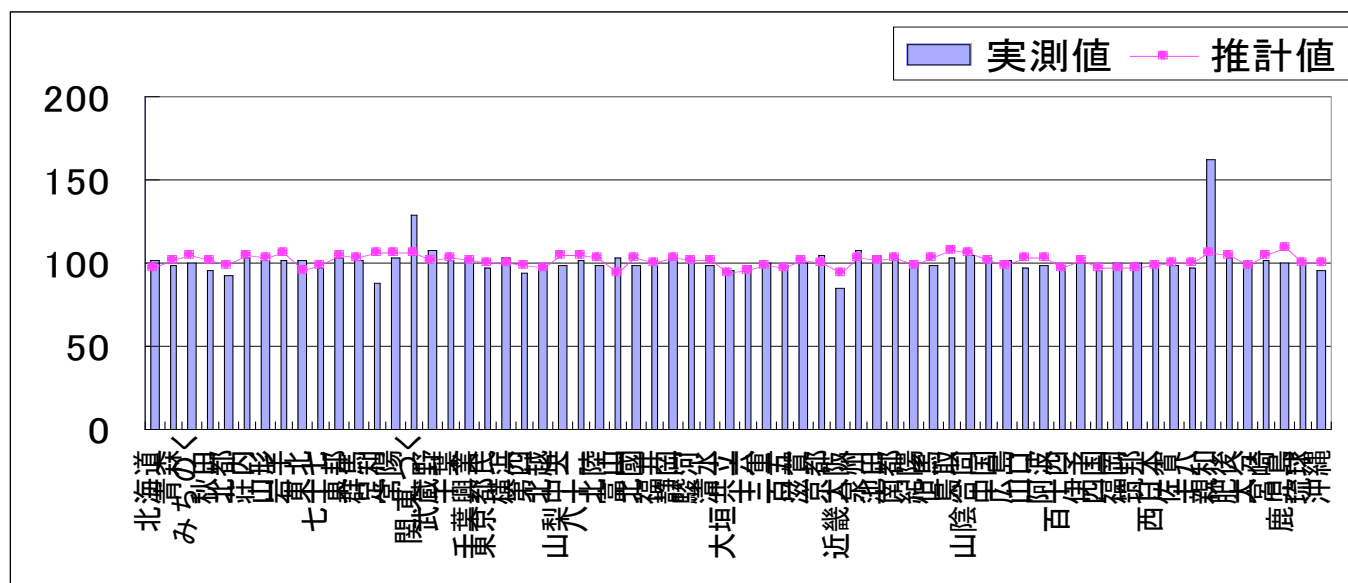
また、第二地方銀行も同様の推計をしたら、以下のような結果が得られた。

C	RL	RB	DUMMY	R ²	S2	DW
t 値	t 値	t 値	t 値	adjR ²	F	
100.142	0.236369	0.146194	1.72412	0.900684	5332.14	1.90787
10.3113	0.075719	0.28897	0.496289	0.63505	0.124212	

今度は、無担保ダミーに有意な値は出なかった。

これらのことより、地方銀行は無担保でも融資を行える余力があるが、第二地方銀行には資本の喪失というリスクが生じる可能性があることが推測できる。

有意な値の出た地方銀行のグラフは以下のようになる。



この結果において資金余剰のあった銀行は、無担保でも貸せる余力がある銀行である。同時に、このような貸出余力のある銀行がある地域では多大なリスクを背負う可能性のある中小企業が存在するのだろう。中小企業を援助するべく、無担保で貸すことが求められる。

第6節 考察

以上の推計結果より、地方銀行と第二地方銀行では貸出に及ぼす要因が違っていた。このことより、地方銀行と第二地方銀行は同じように見えてまったく違う種類の銀行であることがうかがえる。かつて第二地方銀行が相互銀行として機能していたことが要因のひとつではないだろうか。また、第二地方銀行のほうがより地域と密接していることも違いのひとつとしてあげられるであろう。

しかし、地方銀行であれ第二地方銀行であれ、現状の貸出利子では資金過剰になってしまうことがわかった。また、日本全体で見ると、自己資本比率の水準が資金余剰を引き起こす一因となっていることが見て取れた。また、担保価値が落ちてしまい困っている中小企業に対し、地方銀行は無担保で融資を行うべきだという結果が得られた。これらのことから、資金不足で苦しんでいる中小企業に貸出をすることで産業基盤を確立し、地域経済の発展、そして日本経済全体の発展に貢献することが必要なのだと考えられる。

第7章 政策提言

現在、全企業の 90 パーセント以上が中小企業である日本国内で、規模の小さな企業に対する融資があまり行われていないことは日本経済の悪化につながる。しかし、これまで企業への融資の指標にしてきた担保の限界により、今後無担保融資が増加し、それにより信用リスクが高まることは自明である。特に、小規模な企業についてはその規模、資本などからみて即座にその企業が信用できるか判断するのが困難となるだろう。そこで、規模の小さな企業への無担保融資をしやすくできるよう、クレジット・スコアリングとモニタリングをもっと普及させるべきだとわれわれは考える。現状としてクレジット・スコアリングは情報がすぐに手元に入る代わりに情報量が少なく、信用リスクを負いやすい。また、短期的な情報であるため長期融資には向かない。そこで、長期的にモニタリングを行うことで長期融資にも対応させる。企業はどちらの融資をしてほしいかにより選ぶことができるようにする。そうすると、たとえば短期的な運転資金への融資を行うならクレジット・スコアリング、長期的な設備資金への融資ならモニタリングを選ぶというように柔軟性を持たせることができる。ただし、短期的な情報であれば情報の非対称性をあまり軽減することはできないので、その分リスクは高くなる。長期でみる情報であれば非対称性が少なくなるので信用リスクは軽減するが、その分融資をするまでに情報を取り入れる時間がかかってしまう。よって企業はこのようなリスクを考慮に入れた上で選択する必要がある。

信用保証協会の存在は、リスクの軽減に大きな役割を果たす。しかし、企業はどんなときでも貸してもらえるとという安心感からモラルの低下が懸念される。さらに、銀行にとってもどのような状況で貸しても保証されるため、低金利でどんどん貸してしまうモラル・ハザードが生まれる。そこで、クレジット・スコアリングをすることで企業の情報を取得し、審査内容によってはある程度高い金利を企業から取るべきである。また、信用保証協会は弁済額が一定の割合を越えた時点で銀行からの負担を求める。こうすることにより、銀行—企業間の関係を引き締めることができ、モラル・ハザードの軽減につながるだろう。

参考文献

《先行論文》

前田努(1996)「わが国銀行業における貸出伸び悩みについて―「貸し渋り」論に関する考察と実証分析―」『フィナンシャル・レビュー』

《参考文献》

大田三郎 (2004) 『企業の倒産と再生』 同文館出版
家森信善 (2004) 『地域金融システムの危機と中小企業金融』 千倉書房
清水啓典 (1997) 『日本の金融と市場メカニズム』 東洋経済新報社
横田濱夫+M.I.S.マネーリサーチ (2003) 『図解「銀行」のカラクリ』 双葉社スーパームック
宮村健一郎 (2000) 『地域金融機関の地域金融機関性』 経営研究所論集第 23 号
池尾和人 (2003) 『銀行はなぜ変わらないのか』 中央公論新社
中野清 (2003) 『中小企業を救え！』 東洋経済新報社
蓑谷千鳳彦 (1997) 『計量経済学』 多賀出版
蓑谷千鳳彦・平田英明・斎藤崇・大津泰介 (1997) 『パソコンによる計量分析』 多賀出版
和合肇・伴金美 (1995) 『TSP による経済データの分析』 東京大学出版会

《データ出典》

ダイヤモンド社『週間ダイヤモンド』
中小企業庁『中小企業白書』
地方銀行・第二地方銀行ディスクロージャー誌